

市民協働推進補助金 Q & A

Q1-1 補助金に応募すれば、必ず補助金をもらえますか。

A そうとは限りません。応募締め切り後に行われる審査を通過しなければなりません。

Q1-2 団体設立の条件に、設立後5年未満とありますがいつの時点で判断するのですか(H25 後期修正)。

A 後期募集については9月1日です(今回は、平成25年9月1日現在)。

Q1-3 採択事業となった場合、補助金以外に市からの支援はあるのでしょうか。

A はい、あります。まず、「豊橋市の後援」を受けることができます。次に「各種媒体への広報」です。広報とよはしへの掲載を始め市内公共施設でのチラシ配布、ポスター掲示、さらには新聞等報道機関への周知などお手伝いします。そのほか、市内公共施設で活動する場合などには「事業が円滑に実施できるようにできる限りサポート」したいと考えていますのでご相談ください。

Q1-4 実績報告書提出の際、領収書は必ず添付しなければいけないのですか。また、それは原本でなければいけませんか。(H25 後期修正)

A はい、領収書は必ず添付していただきます。その場合、写し(コピー)で構いません。また、振込みの場合はその振り込んだ事実のわかる書類の写し(コピー)に支払内容の分かる書類(請求書等)の写し(コピー)を添付してください。

Q1-5 10月に事業を実施するために、事前準備として8月に発生した経費は対象になりますか。(H25 後期修正)

A いいえ、対象ではありません。対象となるのは、補助金交付決定後(早くても9月1日)に発生した経費です。

Q1-6 保険料は補助金の対象経費になりますか。

A はい、対象になります。しかし、この補助金の交付事業となった場合は、市民活動総合補償制度の対象となりますので、その保険での補償内容でよければ保険をかける必要はありません。

※市民活動総合補償制度の補償内容をよくご確認のうえ判断してください。

Q1-7 他の補助金も利用したい場合、どんな補助金なら利用できますか。(H25 後期修正)。

A 国・県・民間の補助金で相手先の補助要件に合致すれば利用できます。

Q1-8 他の補助金も利用した場合、市民協働推進補助金と他の補助金の合計が事業費を超えた場合、どのようにすればよろしいですか(H25 追加)。

A 市民協働推進補助金と他の補助金と事業に伴う収入（参加料等）の合計が事業費を超えた場合は、事業費を超えた額を還付していただきます。

また、市民協働推進補助金と事業に伴う収入の合計が事業費を超えた場合も同様です。

Q1-9 収支計画書には市民協働推進補助金の対象となるものだけを記入すればよろしいですか(H25 追加)。

A 収支計画書には対象経費と対象外経費、つまり応募した企画を実施するために必要な全ての経費を記入してください。

